

平成 27 年 6 月 2 日

## 障害福祉サービスの在り方等（論点の整理案）に対する日身連意見書

社会福祉法人日本身体障害者団体連合会  
常務理事事務局長 森 祐司

障害者総合支援法附則第 3 条については、法案の検討過程において議論が尽くせなかった課題を検討規定として、同法施行 3 年後を目途に見直しを検討を行うこととし、今回、障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループにおいて論点案が取りまとめられたところですが、障害者総合福祉部会の骨格提言の取りまとめ作業の経緯等を踏まえ、加えて、同法施行後に生じた課題を把握し、以下について、障害者部会で十分な議論を行っていただけることを期待します。

## 1. 高齢の障害者に対する支援の在り方について

超高齢化社会を向かえ、高齢の障害者については、所得保障、居住環境、地域との関わり（相談支援体制等含む）等の課題がありますが、特に、障害者総合支援法第 7 条における介護保険法の介護給付の優先原則については、障害特性により個々のニーズに応じたサービスが求められます。介護保険サービスでは満たないものは、障害福祉サービスを上乗せして支給することとなっていますが、実態に即されていないとの声もあります。また、経済的な負担が発生することも経済力の弱い高齢の障害者にとっては厳しいものとなります。そのようなことから、介護保険法優先原則の在り方については、さらに実態を検証しつつ、例えば、本人の選択による決定といったことも含め、検討いただけるようお願いいたします。

## 2. 障害者等の移動支援について

移動支援については、これまでの議論を踏まえ、横断的見地からの検討をお願いします。

## 3. その他福祉サービスの在り方について

- (1) 居宅介護を受けている障害者（独居）が、入院した場合、保険医療機関から提供される「看護」に含まれない生活上の介助（洗濯や買い物、役所や関係機関への届出、郵便物の取り扱い、自宅に書類等を取りに行く等）を受けることができないため、大変

不自由な入院あるいは療養生活をおくらなければなりません。このような実情を解消するための検討を求めます。

- (2) 障害者が安心して自立した生活をおくる上で、実効性のある障害福祉計画を都道府県及び市町村が作成できることが肝要であるとともに、地域間の格差が拡大することがないように、全国的に実態を検証できる仕組みが必要と思われます。
- (3) 福祉サービスを利用していない在宅障害者がいつまでも元気に、生きがいを持って地域社会の中で生活し続けていけることは重要です。Ⅲの労働施策などの福祉施策以外との連携、Ⅹとの関連から社会的障壁を除去し、社会参加の充実を図るための啓発を図るなどの障害当事者団体を取り込んだ活動の充実も視野に、地域生活支援事業にしっかりと位置づけること等についても検討いただけるようお願いいたします。
- (4) 利用者負担に関する収入認定の範囲については、総合福祉部会でも議論されたように本人のみの収入とすることについての議論を行っていただけることを期待しています。

以 上